3　法第五十二条第二項第二号に規定する政令で定める規定は、所得税法等の一部を改正する法律（平成二十二年法律第六号）附則第百十条の規定によりなおその効力を有するものとされる同法第十八条の規定による改正前の租税特別措置法第六十八条の十五第五項の規定及び平成二十三年改正法附則第七十五条第一項の規定によりなお従前の例によることとされる場合における平成二十三年改正法第十九条の規定による改正前の租税特別措置法第六十八条の十二第七項の規定とする。

4　法第五十二条第二項第四号に規定する政令で定める税額控除に関する規定は、平成二十三年改正法附則第七十五条第一項の規定によりなお従前の例によることとされる場合における平成二十三年改正法第十九条の規定による改正前の租税特別措置法第六十八条の十二第三項の規定とする。

（復興特別所得税額の還付の手続）

第八条　税務署長は、法第五十三条第一項第三号に掲げる金額の記載がある復興特別法人税申告書の提出があった場合には、当該金額が過大であると認められる事由がある場合を除き、遅滞なく、法第五十六条第一項の規定による還付又は充当の手続をしなければならない。

2　法第五十六条第一項の規定による還付金（これに係る還付加算金を含む。）を未納の国税及び滞納処分費に充当する場合には、次の各号の順序により充当するものとする。

一　その課税事業年度の復興特別法人税で修正申告書の提出又は更正により納付すべきものがあるときは、当該復興特別法人税に充当する。

二　前号の充当をしてもなお還付すべき金額があるときは、その他の未納の国税及び滞納処分費に充当する。

（更正等による復興特別所得税額の還付の手続）

第九条　前条第二項の規定は、法第五十九条第一項の規定による還付金（これに係る還付加算金を含む。）を未納の国税及び滞納処分費に充当する場合について準用する。

（復興特別法人税に係る法人税法施行令の適用の特例等）

第十条　復興特別法人税に係る法令の適用については、同表の第二欄に掲げる字句は、同表の第三欄に掲げる字句とする。

第一欄	第二欄	第三欄	第四欄
法人税法施行令	第九条第一項第一号ホ	法人税の額並びに	法人税及び復興特別法人税の額並びに
	第九条第一項第一号ヌ	同じ。）として	同じ。）及び復興特別法人税（附帯税を除く。次条第一項第一号において同じ。）として
	第九条の二第一項第一号ニ	法人税の額並びに	法人税及び復興特別法人税の額並びに
	第九条の二第一項第一号ホ	場合のその受け取ることとなる金額及び	場合又は復興特別法人税の負担額として帰せられる金額及び本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法（平成二十三年法律第百十七号。以下「特別措置法」という。）第五十二条第一項（連結法人の復興特別法人税の個別帰属額の計算）の規定により計算される金額を受け取ることとなる場合のその受け取ることとなる金額及び
	同項の規定により計算される金額を受け取ることとなる場合		法第八十一条の十八第一項の規定により計算される金額を受け取ることとなる場合又は復興特別法人税の減少額として帰せられる金額として特別措置法第五十二条第一項の規定により計算される金額を受け取ることとなる場合

第九条の二第一項第一号ヌ	法人税として	法人税及び復興特別法人税として	場合又は復興特別法人税の負担額として帰せられる金額として特別措置法第五十二条第一項の規定により計算される金額を支払うこととなる金額及び
	場合のその支払うこととなる金額及び		
	同項の規定により計算される金額を支払うこととなる場合		法第八十一条の十八第一項の規定により計算される金額を支払うこととなる場合又は復興特別法人税の減少額として帰せられる金額として特別措置法第五十二条第一項の規定により計算される金額を支払うこととなる場合
第百四十二条第二項	当該負担額	当該法人税の負担額	
	当該減少額	当該法人税の減少額	
	除く。）として	除く。）及び復興特別法人税（附帯税を除く。）として	
第百四十三条	法第六十九条第二項	特別措置法第六十三条第一項（復興特別法人税に係る法人税法の適用の特例等）の規定により読み替えて適用される法第六十九条第二項	
	に規定する	に規定する復興特別法人税控除限度額として政令で定める金額は、復興特別法人税に関する政令（平成二十四年政令第十七号）第六条第一項（外国税額の控除限度額の計算）の規定により計算した金額（次条第一号において「復興特別法人税控除限度額」という。）とし、法第六十九条第二項に規定する	
第百四十四条第六項第一号	国税の控除限度額	国税の控除限度額（復興特別法人税の控除限度額を含む。以下この条において同じ。）	
第百四十六条第三項	同条第一項から第三項まで	同条第一項から第三項まで又は特別措置法第五十条第一項（外国税額の控除）	
	第八十一条の十五第一項から第三項まで	第八十一条の十五第一項から第三項まで又は特別措置法第五十条第二項	
第百四十六条第六項第三号ロ	第六十九条第一項から第三項まで	第六十九条第一項から第三項まで又は特別措置法第五十条第一項	
第百四十六条第六項第四号ロ	第八十一条の十五第一項から第三項まで	第八十一条の十五第一項から第三項まで又は特別措置法第五十条第二項	